



2022年4月12日

各 位

会 社 名 株式会社イズミ
代表者名 代表取締役社長 山西 泰明
(コード：8273、東証プライム市場)
問合せ先 上席執行役員管理本部長 山西 大輔
(TEL. 082-264-3211)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年4月12日開催の取締役会において、2022年5月25日開催予定の第61回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 子育てをしながら働く従業員の活躍支援ならびに待機児童解消の一助となるべく、当社大型商業施設「ゆめタウン」で働く従業員やテナント従業員そして地域住民の方々が安心してお子さまを預けることのできる事業所内保育施設を開園するため、事業目的に「企業内保育所の設置及び運営」を加えるものであります。
- (2) 公告方法について、インターネットの普及を考慮して公告閲覧の利便性向上及び公告手続きの合理化を図るため、当社の公告方法を日本経済新聞から電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告をすることができない場合の措置を定めるものであります。
- (3) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
 - ①変更案第13条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ②変更案第13条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ③株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第13条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款一部変更のための株主総会開催予定日	2022年5月25日(水)
定款一部変更の効力発生予定日	2022年5月25日(水)

以 上

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的) 第2条 当社は、下記の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1)～(24) (省略) (新設)</p> <p><u>(25) 前各号に付帯関連する一切の業務</u></p>	<p>(目的) 第2条 (現行どおり)</p> <p>(1)～(24) (現行どおり)</p> <p><u>(25) 企業内保育所の設置及び運営</u></p> <p><u>(26) 前各号に付帯関連する一切の業務</u></p>
<p>(公告の方法) 第5条 当社の公告方法は、日本経済新聞に掲載して行う。</p>	<p>(公告の方法) 第5条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。</u> <u>ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、</u> <u>日本経済新聞に掲載して行う。</u></p>
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>(2) 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(附則)</p> <p><u>変更前定款第13条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除及び変更後定款第13条 (電子提供措置等) の新設は、会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日 (以下「施行日」という。) から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>(2) 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第13条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>(3) 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>